

町田市が今後とるべき景観施策について：「(仮称) 町田市屋外広告物条例」(制定案)

3 「(仮称) 町田市屋外広告物条例」(制定案) 概要

条例の構成と主な内容	町田市で独自に定める事項
第1章 総則 (第1条～第6条) ・条例の目的や用語の定義 ・各主体の責務	—
第2章 広告物等の制限 (第7条～第23条) ・禁止区域 ・禁止物件 ・禁止区域外における屋外広告物等の表示等の制限 ・地区整備計画等の区域における基準 ・エリアマネジメント広告活用地区 ・広告協定 ・適用除外 ・告示 ・禁止広告物等 ・管理義務 ・規格 ・総表示面積の規制	独自に定める事項 1 町田市独自の「地域景観資源」を禁止区域・禁止物件として規定 独自に定める事項 2 町田市独自の許可基準を設定 独自に定める事項 3 「エリアマネジメント広告活用推進地区」を規定／景観アドバイザーによる支援を規定
第3章 広告物等の許可等 (第24条～第31条) ・許可申請 ・許可の期間、条件 ・変更の許可申請 ・許可の特例 ・許可申請手数料 ・屋外広告物管理者の設置 ・除却の義務	独自に定める事項 3 「エリアマネジメント広告活用推進地区」における許可を規定
第4章 監督 (第32条～第39条) ・許可の取り消し ・違反広告物に対する行政措置命令 ・違反広告物を略式代執行で除却した場合の保管等	—
第5章 雑則 (第40条～第43条) ・審議会への意見聴取 ・報告等の徴取 ・立入検査等 ・規則への委任	・景観審議会の規定を削除 (別の条例を新たに制定し、審議会の設置に関する事項を規定する)
第6章 罰則 (第44条～第47条) ・規定に違反した場合の罰金や過料	—
附則 ・施行日 ・経過措置	・東京都条例から町田市条例に移行することで既存不適格となる広告物に対する経過措置を規定
別表 許可手数料	—

独自に定める事項 1 町田市独自の「地域景観資源」を禁止区域・禁止物件として規定

- 町田市景観条例第36条に基づく「地域景観資源」について、屋外広告物等の表示等を禁止する区域や物件として指定できるようにします。

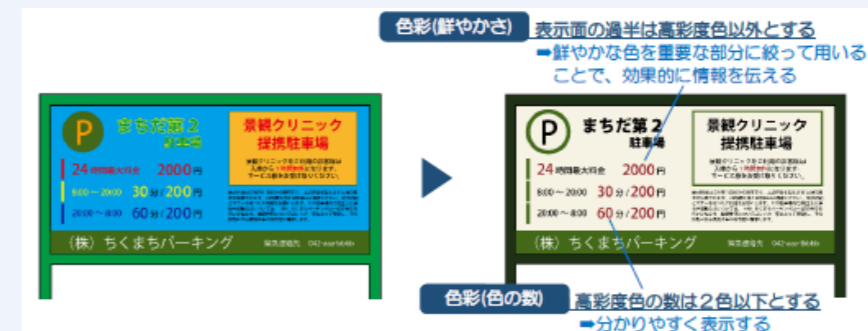
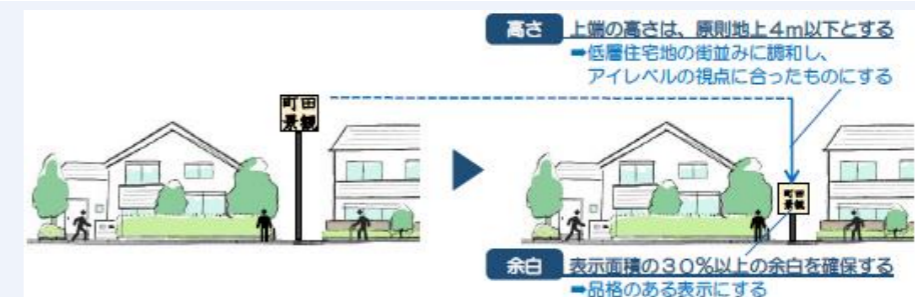
<参考> 地域景観資源とは

- ・市民から提案のあった自然資源、施設、名勝地等を登録する制度。
- ・登録された地域景観資源は、登録提案者及び所有者が管理する。

独自に定める事項 2 町田市独自の許可基準を設定

- 「第一種・第二種低層住居専用地域」と「用途地域等の未指定地域」について、都より許可基準を強化します。

項目	第一種・第二種低層住居専用地域	用途地域等が指定されていない地域
高さ	屋外広告物等の上端の高さは、原則、地上4m以下とする	
色彩(鮮やかさ)	表示面の過半は高彩度色*4以外とする (表示面積が3㎡を超える場合のみ)	表示面の過半は高彩度色以外とする (表示面積が5㎡を超える場合のみ)
色彩(色の数)	4色以下とする (表示面積が3㎡を超える場合のみ)	—
余白	表示面積の30%以上の余白を確保する	—



独自に定める事項 3 「エリアマネジメント広告活用推進地区」を規定

- 「エリアマネジメント広告活用推進地区」を新たに位置づけし、地区のエリアマネジメントに取り組む団体が、道路や公園等の禁止区域・禁止物件に表示・設置できるようにします。
- エリアマネジメント広告の運用にあたって、景観アドバイザーによる助言が得られる仕組みを設けます。